

ペルフルオロオクタン酸 (PF0A) 関連物質等の所用の措置について (答申案)

令和 6 年 2 月 15 日

標記について、下記の通りの措置を講じることが適当である。

記

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する政令で定める製品については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる製品とすることが適当である。

| 化学物質 | 法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品 |
|---|---|
| ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）又はその塩 | <ul style="list-style-type: none"> ・ フロアワックス ・ 摥水摥油加工をした生地 ・ 摥水摥油加工をした衣服 ・ 摥水摥油加工をしたカーペット ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ コーティング剤 ・ 塗料、ニス ・ トナー ・ 洗浄剤 ・ 業務用写真フィルム ・ 耐水・耐油処理をした加工紙 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |
| ペルフルオロオクタン酸関連物質（1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロー-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, | <ul style="list-style-type: none"> ・ フロアワックス ・ 繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・ 摥水摥油剤 ・ 摥水摥油加工をした繊維製品 ・ 消泡剤 ・ コーティング剤 ・ 光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |

| | |
|---|--|
| 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名8:2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペントデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの） | |
|---|--|

3 法第25条に規定する政令で定めるべき用途については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる用途とすることが適當である。

| 化学物質 | 法第25条に規定する政令で定めるべき用途 |
|--|--|
| 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド） | ・医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド（PFOI）の使用 |
| 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名8:2フルオロテロマーアル | ・侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート（PFMA）の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール（8:2FTOH）の使用 |

| | |
|------|--|
| コール) | |
|------|--|

3 法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる用途とすることが適当である。

| 化学物質 | 法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品 |
|---|--|
| ペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。) 又はその塩 | ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |
| ペルフルオロオクタン酸関連物質 (1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン (別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール (別名 8 : 2 フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (炭素数が 7 のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに | ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |

限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)